

## 報告事項Ⅱ

子どもの権利条例に基づく事業等の  
2020(令和2)年度実施状況(一覧)

「今後の青少年センターのあり方」  
についての基本方針

**報告事項Ⅱ**  
**子どもの権利条例に基づく事業等の2020(令和2)年度実施状況(一覧)**

**第4条 子どもの意見表明と参加**

第4条では、「すべて子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分と自分に関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。」と定めています。

これに基づき、市では、様々な場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう、施策を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>青少年学習活動推進事業            子ども元気広場推進事業  <b>みんな仲よし会議</b>            【教育部 生涯学習課(青少年センター)】  <b>【事業の概要】</b> 子どもたちが青少年センターの運営の一端を担い、青少年センターの青少年学習活動推進事業や子ども元気広場推進事業の企画や提案等を行う。  <b>【事業実施日】</b> 7/25(土)、9/19(土)  <b>【実施場所】</b> 青少年センター  <b>【R2実績】</b> 参加者 延べ18名(各回9名)  <b>【R2所要額】</b> 0円</p>	<p><b>【実施内容】</b>            ○以下の内容について会議を行った。            7/25 開催分            ・青少年センターでやってほしいイベントや講座について            ・青少年センターをどんな場所にしたいかについて(置いてほしいものなど)            ・青少年センターの愛称、青少年運営会議(仮称)の名前について            9/19 開催分            ・青少年センター愛称・マーク候補の選定            ・ハロウィンイベントでやりたいこと            ・夏休みイベントの感想について            ・青少年センターの看板づくりについて</p> <p><b>【自己評価】</b>            ○会議で出た意見をイベントや講座に取り入れ実施することができた。特にハロウィンイベントにおいては、実行委員会形式で子どもたち自身で企画運営を行った。(その他内容:水鉄砲とかき氷、七夕飾り)            ○会議で出た意見をもとに、おもちゃや工作材料を購入した。(人生ゲーム、プラバンなど)            ◎カロム大会、クリスマス会なども企画したが</p>

	<p>新型コロナウイルス感染拡大により中止となった。</p>
<p><b>子ども読書活動推進事業</b>  <b>図書館ジュニア司書クラブ</b>  【教育部 文化振興課(図書館)】  【事業の概要】市内の小学4年生～中学生の希望者が、図書館がより利用しやすい場所になること、本を通じて仲間づくりをすることを目的に、アイデアを出し合い行事の企画、運営や展示物の作成等を行う。  【事業実施日】毎月第2土曜日  (ただし、4～6月、1～2月はコロナ感染拡大防止のため中止)  【実施場所】図書館  【R2実績】登録者15人(新規6人)、活動日数7日、延べ参加人数55人  【R2所要額】0円</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○イベントの企画や特集コーナー、壁面展示など子どもたちの意見を聞き協力して行った。  ○コロナ対策として何ができるかを考え、マスク着用のPRポスターを作成、館内に掲示した。  ○その他、図書館の仕事体験を行った。  <b>【自己評価】</b>  ○子どもたちの意見を取り入れることで、事業の活性化が図られている。  ○みんなで協力してひとつのことを完成させることで、学校や学年を超えた仲間づくりができています。  ◎「仲間づくり・図書館を知る・図書館で楽しく」を目標に、子どもたちの意見を取り入れた取組を継続して行う。</p>

## 第5条 せんなん子ども会議

第5条では、第4条の意見表明と参加の権利に基づき、市が事業主体となって「せんなん子ども会議」（以下「子ども会議」）を設置することを定めています。これは、子ども達の議論や意見表明を泉南市の施策に反映させる、継続的な「まちの仕組み」として設置されたものです。市は、子ども会議が表明した意見を尊重するよう努めるものとしています。

<b>事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期</b>	<b>実施内容と自己評価</b>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業  <b>せんなん子ども会議</b>  【教育部 人権国際教育課】  【事業の概要】＜H25年度より実施＞  ・市内の小学4年～高校生の希望者(メンバー)が、子ども参加のまちづくりについて様々な方法で取り組む。  ・子どもの権利学習、広報活動、泉南のまちや</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○令和2年度は、①国際交流と子どもの権利グループ②eスポーツと子どもの権利グループの2グループに分かれて活動した。  ○国際交流と子どもの権利グループは、2/19に泉南市人権教育研究協議会の研究部会で自分たちの思いを伝えた。</p>

<p>地域、学校についての話し合いなどを通して、泉南市が「子どもにやさしいまち」となるための活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの意見表明として、1年間の活動内容を毎年3月に市長に報告する。</li> </ul> <p>【事業実施日】月1回の土曜日の午前中（年に数回1日活動日もある）</p> <p>【実施場所】青少年センター、泉南中学校（美術室）</p> <p>【R2実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4小学校、4中学校、5高等学校等から25名の申込があった。</li> <li>・10回の会議に毎回10～20人程度の参加があった。そのうち2回はオンライン会議を開催した。</li> </ul> <p>平均 約12人/回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4人のおとなサポーターが、一人1～9回参加した。</li> </ul> <p>【R2所要額】302,307円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○eスポーツと子どもの権利グループは、泉南市でeスポーツの大会を開くために、日本eスポーツ連合の方からオンラインで話をきいた。来年度の開催に向け、様々な準備が必要。</li> <li>○市長報告は、感染防止対策をとってSORAりんくうで行った。</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会議終了後、高校生とおとなスタッフでふりかえりの時間を設定したことで、高校生が会議の運営を意識し、各グループのリーダーとして活動していた。</li> <li>○会場を青少年センター横、泉南中学校内美術室で行い、密を避け、換気や消毒などの感染対策をとって開催したことで子どもも保護者も安心して参加することができた。</li> <li>○昨年度まで子ども会議のメンバーで、今年度からおとなスタッフになった者が、子どもの権利の学習を行った。昨年度までメンバーであったということもあり、子ども会議のメンバーはよく話をきいていた。</li> <li>●コロナ禍において、昨年度に比べメンバーの人数が少なかった。今後も同様のことが考えられるため、対策が必要。</li> </ul>
---	---

## 第6条 子どもの相談と救済

第6条では、「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状態におかれたとき、自己の権利として、子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。」と定めています。

これに基づき、市は子どもが相談と救済を享受することができるよう、以下のような仕組みを整えています。相談を受ける立場にある市の機関や子ども施設においては、

- ①子どものプライバシーの権利等を保護する
- ②子どもの意見表明と参加の権利を尊重する
- ③子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努める

これら三つを泉南市の相談救済の基本原則と定めています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p><b>青少年学習活動推進事業</b>  <b>こころホットライン</b>  【教育部 生涯学習課（青少年センター）】  <b>【事業の概要】</b>  ・子どもたちが抱えている家や学校でのトラブルや悩みや不安を、職員が子どもたちと過ごす中で話を聞き、共感的に受け止める。  ・必要に応じて、子どもの理解を得た上で学校や関係機関につなぐ。  ・子育てに悩む保護者の相談を電話、メール、対面により受ける。  <b>【事業実施日】</b> 青少年センター開館日  <b>【実施場所】</b> 青少年センター、市民交流センター、その他  <b>【R2実績】</b> 相談件数 延べ170件  <b>【R2所要額】</b> 0円</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○主な相談内容  ・親子関係に関すること  ・登校に関すること  ・友達関係の悩みに関すること  ・子どもの発達に関すること  <b>【自己評価】</b>  ○日ごろから子どもたちとの関係づくりを大切にすることにより、遊び等で接する中で様々な悩みごとを打ち明けやすい環境をつくることができた。  ○来館している子どもの保護者からの相談には、内容に応じて子どもの様子を見守ったり、働きかけを行ったりすることができた。  ○相談する保護者の中にはすでに学校や関係機関に相談をしている方も多く、学校以外での第3者的な意見を求めており、そのニーズに応えることができた。</p>
<p><b>教育支援センター事業</b>  <b>教育相談</b>  【教育部 指導課】  <b>【事業の概要】</b>  ・学校園生活や家庭生活での子どもや保護者に関する相談を受ける、電話または来庁による相談事業。  ・相談窓口として、教育支援センターつばさ、教育相談員、SSW、指導主事等が対応。  ・学校の指導に対する児童生徒並びに保護者の不安や登校しぶりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待やDVに関する相談等。  ・相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。  <b>【事業実施日】</b></p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだ相談ケースは増えている。  ○教育支援センター指導員、補助指導員、SSW、指導主事等が相談対応をしている。  ○学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化している。最近では、保護者の悩みと子どもの悩みを同時に受けとめ、指導助言することが重要な役割となっている。  ○巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間3回程度全ての小中学校を訪問している。子どもの実態把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めているところである。  <b>【自己評価】</b>  ○幅広い相談に対応することで、児童生徒や</p>

<p>・月～金曜日9：00～17：30（土、日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>【R2 実績】</p> <p>・全件数を合わせるとのべ500件以上。継続事業も多い。</p> <p>【R2 所要額】</p> <p>・2,855,000円</p>	<p>保護者の不安軽減、及び解消につながっている。</p> <p>○関係機関の連携を適切に行うことにつながっている。</p> <p>●相談のニーズが年々増加するとともに、相談内容が複雑化しており、現在の相談体制だけでは対応が難しいケースも見られる。</p>
<p><b>教育委員会運営事業</b></p> <p><b>子どもの声～市長・教育長への手紙～</b></p> <p>【教育部 教育総務課】</p> <p>【事業の概要】 &lt;H28年度より実施&gt;</p> <p>・「学校に限らず、子ども達が誰にも相談できずに悩んでいることを救いたい」という趣旨で実施している、中学生を対象としたレター形式の相談事業</p> <p>・子どもから届いた手紙は、直接市長又は教育長が読み、解決に向けて取り組む。相談内容の秘密を守ることを約束している。</p> <p>【事業実施日】</p> <p>・7月に中学校を通じて用紙配布</p> <p>・手紙は随時受け付けている</p> <p>【R2 実績】 0件</p> <p>【R2 所要額】 0円（H30に印刷済）</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○中学生が心に抱える悩みや思いを市長または、教育長に直接届ける制度として、夏休み前の7月に全中学校生徒へ専用用紙を配布する。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○市長や教育長に子どもの深刻な悩みや思いを届けることができる事業として、今後も継続していきたい。</p> <p>○令和2年度の実績が0件だったことを「困っている子どもはいなかった」とはとらえず、専用用紙の内容の見直し、周知方法の検討を行い、本当に困っている子どもの声が埋もれてしまわないような工夫を検討したい。</p>
<p><b>地域子育て支援拠点事業</b></p> <p><b>子ども相談（地域子育て支援センター）</b></p> <p>【健康子ども部 家庭支援課】</p> <p>【事業の概要】</p> <p>・様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、保護者の育児不安の軽減、子どもや家庭への効果的な援助を行うことを目的とする。</p> <p>【事業実施日】 月～金曜日9:00～17:15（土、日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>【実施場所】 地域子育て支援センター「ひだまり」</p> <p>【R2 実績】 375件</p> <p>【R2 所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○0歳から就学前までの子どもと保護者にかかわる様々な相談（子育て・しつけ・養育・発達などに関すること）を受け、相談員と一緒に考えたり専門機関へつないだりしていく。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○コロナ禍で、ひだまりでの様々な事業の中止があり、外出することもできず相談相手がなく行き詰まってしまう保護者が多く、電話相談は例年より増加傾向にあった。子育てに関係した家庭内のこと、人間関係のことなど相談内容が複雑化しているが、保護者の悩みを丁寧に聞くことで、自分で解</p>

	決できたり気持ちが楽になったりしてもらえている。相談事業は保護者にとって最も重要な事業の一つとなっている。
<p><b>家庭児童相談室事業</b>  <b>子ども相談（家庭児童相談室）</b>  <b>〔健康子ども部 家庭支援課〕</b>  <b>【事業の概要】</b>  ・様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、保護者の育児不安の軽減、子どもや家庭への効果的な援助を行うことを目的とする。  <b>【事業実施日】</b> 月～金曜日 9：00～17：30  （土、日、祝日、年末年始を除く）  <b>【実施場所】</b> 家庭児童相談室  <b>【R2 実績】</b> 11,999 件  <b>【R2 所要額】</b> 0 円</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○0歳から18歳までの子どもと保護者にかかわる様々な相談（子育て・しつけ・養育・発達・非行・不登校などに関すること）を受け、相談員と一緒に考えたり、他の部署や専門機関へつないだりしていく。  <b>【自己評価】</b>  ○虐待に至る前の相談ケースもある。相談者は低年齢児では保護者が多いが、中高生になると所属機関を通して、子ども自身からの相談も増えてくる。相談者が少しでも安心できるように、定期的に話を聞いたり、訪問するなど、いつでも相談にきてほしいという気持ちで対応していくことで、大きな事象に至らずに済んでいるケースもある。</p>
<p><b>人権相談事業</b>  <b>KIDS 相談</b>  <b>〔総合政策部 人権推進課（泉南市人権協会）〕</b>  <b>【事業の概要】</b> &lt;H30 年度より実施&gt;  ・総合相談事業を委託している泉南市人権協会において、子どもたちが心配や悩みを相談できる「キッズ相談窓口」を設置している。  ・市民交流センター内の人権協会において、来館した子ども（小学生）の相談を受ける。  ・4月の校園長会にて、チラシ配布を依頼し、全小学生に配布している。  <b>【事業実施日】</b> 毎週水曜日 15：30～17：30  第2土曜日 12：30～14：30  <b>【実施場所】</b> 市民交流センター内の人権協会  <b>【R2 実績】</b> 0 件  <b>【R2 所要額】</b> 0 円</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○前年度と同様、市民交流センター内で窓口を開設し、子どもたちが悩みを相談できる場所の提供を行った。  ○学校帰りの子どもたちが相談できるように水曜日の放課後の時間帯に新たに窓口を開設した。  <b>【自己評価】</b>  ○新たに相談実施日を増やしたが、相談に来る子どもがいなかったため、周知方法の検討や子どもが集まる場所で実施するなど開催場所を検討する必要がある。</p>
<p><b>泉南市公的第三者機関（子どもオンブズパーソン制度）設置準備委員会</b></p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○職員の異動にともない泉南市公的第三者機</p>

<p>【総合政策部 人権推進課】</p> <p>【事業の概要】 &lt;R1 年度より実施&gt;</p> <p>・公的第三者機関（子どもオンブズパーソン制度）の創設に向けての検討を行う。</p> <p>【事業実施日】 7月1日(水)</p> <p>【実施場所】 市民交流センター</p> <p>【R2 実績】 1回の委員会を開催</p> <p>【R2 所要額】 0円</p>	<p>関（子どもオンブズパーソン制度）準備員 会設置要綱を改正</p> <p>○令和2年度地方創生推進交付金を活用した 事業説明（職員研修・子どもの権利学習の プログラムづくりと実践・市民研修）</p> <p>【自己評価】</p> <p>●他の自治体への視察や、先進自治体の話を 聞く予定であったが、コロナ禍で実施する ことができなかった。また、会議も1回の みとなった。</p>
--	--

## 第7条 子どもの居場所づくり

第7条では、子どもの居場所づくりについて、「子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。」と述べられています。これに基づき、市は以下のような子どもの居場所づくりの取組をすすめています。中には、地域住民の既存の取組が市の取組とつながったり、市民と行政が協働で実施しているものもあります。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p><b>牧野のあそび場</b></p> <p>【総合政策部 人権推進課】</p> <p>【健康福祉部 長寿社会推進課】</p> <p>【教育部 生涯学習課(青少年センター)】</p> <p>【事業の概要】 &lt;H29 年度より実施&gt;</p> <p>・地域で子どもと高齢者が集える安心・安全な居場所づくりをすすめることを目的に地域の集会場で開催。</p> <p>・青少年センター、長寿社会推進課、福祉事業所の担当で月1回程度の準備会議を実施。</p> <p>【事業実施日】 夏休みなどの長期休みに実施している</p> <p>【実施場所】 牧野老人集会場</p> <p>【R2 実績】 実施できず</p> <p>【R2 所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○令和2年度は実施できず</p> <p>【自己評価】</p> <p>○新型コロナウイルスの感染拡大により、高齢者と子どもがふれあい、一緒にものづくりを楽しんだりする機会の提供ができなかった。そのため、準備会議も実施しなかったが、令和3年度はコロナ禍でも実施できる方法がないかを準備会議で検討していきたい。</p>
<p>子ども元気広場推進事業</p> <p><b>子ども元気広場</b></p>	<p>【実施内容】</p> <p>○青少年センター、市民交流センターでは</p>



<p>【教育部 生涯学習課（青少年センター）】</p> <p>【事業の概要】子どもたちが安全に安心してすごせる居場所として青少年センター2階、3階と市民交流センター3階301号室、302号室を開放。小学生から18歳までの子どもたちは登録をすることにより、だれでも自由に来館して遊ぶことができる。また、就学前の子どもとその保護者も利用が可能。</p> <p>アウトリーチ型元気広場事業として、市内の学校や公共施設で不定期に放課後の居場所づくりを実施。</p> <p>【事業実施日】青少年センター開館日</p> <p>【実施場所】青少年センター、市民交流センター、市内小学校</p> <p>【R2実績】合計参加者数5,833人  (内訳)青少年センター元気広場…2,385人  市民交流センター元気広場…1,366人  アウトリーチ型元気広場…2,082人</p> <p>【R2年度所要額】 767,626円</p>	<p>おもちゃを使っての遊びや読書、工作など子ども主体でしたいことを決めて過ごした。</p> <p>○アウトリーチ型では市内の小学校で遊び広場（おもちゃ遊びや、運動遊び）を実施した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○子どもたちが自由に来館し、主体的に遊びを選んで楽しんでもらうことができた。</p> <p>○青少年センターでは、新型コロナウイルス感染症対策のため外遊びを開始し、三密を回避しながら遊ぶことができた。</p> <p>●市民交流センターでは、多目的室でのボール遊びが、激しい運動遊びであることから感染症対策の観点から実施できなくなり、小学校での遊び広場や青少年センターでの外遊びに参加してもらうこととなった。</p>
<p>子どもの居場所づくり事業</p> <p><b>夏休みの子どもの居場所づくり事業</b></p> <p>【教育部 生涯学習課（青少年センター）】</p> <p>【事業の概要】青少年センター、埋蔵文化財センター、図書館の3館にて「みんな集まれ！夏休み子ども遊び広場」を実施。</p> <p>【事業実施日】8月7、12、19日</p> <p>【実施場所】青少年センター、埋蔵文化財センター、図書館</p> <p>【R2実績】合計参加者数107名</p> <p>【R2所要額】974,261円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○夏休みに昔遊びや絵本のひろば、おもちゃ遊びなどのプログラムを一日2回、3日間で計6回開催した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大による影響で短い夏休みであったが、感染症対策を十分に取り開催することができた。</p> <p>●夏休みが短縮され当初予定されていた10小学校での開催が出来なかった。また、たくさん子どもたちが集まって楽しめる内容を計画していたが、人数を絞って安全面を優先したこともあり回数と参加者数は少なくなった。</p>
<p>教育支援センター事業</p> <p><b>教育相談（再掲）</b></p> <p>【教育部 指導課】</p> <p>【事業の概要】</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだ相談ケースは増えている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校園生活や家庭生活での子どもや保護者に関する相談を受ける、電話または来庁による相談事業。</li> <li>・相談窓口として、教育支援センターつばさ、教育相談員、SSW、指導主事等が対応。</li> <li>・学校の指導に対する児童生徒並びに保護者の不安や登校しぶりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待やDVに関する相談等。</li> <li>・相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。</li> </ul> <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～金曜日9：00～17：30（土、日、祝日、年末年始を除く）</li> </ul> <p>【R2 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全件数を合わせるとのべ500件以上。継続事案も多い。</li> </ul> <p>【R2 所要額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2,855,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育支援センター指導員、補助指導員、SSW、指導主事等が相談対応をしている。</li> <li>○学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化している。最近では、保護者の悩みと子どもの悩みを同時に受けとめ、指導助言することが重要な役割となっている。</li> <li>○巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間3回程度全ての小中学校を訪問している。子どもの実態把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めているところである。</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幅広い相談に対応することで、児童生徒や保護者の不安軽減、及び解消につながっている。</li> <li>○関係機関の連携を適切に行うことにつながっている。</li> <li>●相談のニーズが年々増加するとともに、相談内容が複雑化しており、現在の相談体制だけでは対応が難しいケースも見られる。</li> </ul>
<p><b>図書館居場所相談コーナー整備事業</b>  <b>泉南市立図書館お悩み解決！Teen's ティーンズコーナー」の設置</b></p> <p>【文化振興課 図書館】</p> <p>【事業の概要】10代の子どもたちの悩み解決に役立つ図書、新聞、視聴覚資料の設置。また、子どもたちを見守り話を聞き、必要な情報を関係機関と連携する大人の「きらめきサポーター」を配置</p> <p>【事業実施日】常時 サポーター配置は毎週土曜日</p> <p>【実施場所】泉南市立図書館1階ロビー</p> <p>【R2 実績】コーナーの資料は毎日貸出あり</p> <p>【R2 所要額】1,730,000円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたち、子どもたちを見守る大人に参考になる資料をそろえた。一人でも仲間といっしょでもくつろげるようにソファや照明器具などをそろえチラシ配布、広報せんなんなどにより宣伝を行った。相談事業についてはわずかではあるが、利用者もあった。</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サポーターの方からも指摘があったが、このコーナーの存在がまだまだあまり知られていないので、子どもたちに声をかけ利用を増やしたい。</li> </ul>

## 第8条 子どもの権利に関する学習と教育①(子ども施設・行政職員対象)

第8条1項では、「市は、市の職員及び子ども施設の職員が、子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組む、もって子どもの最善の利益の実現に普段に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設けるものとします。」定めています。

これに基づき、市職員並びに子ども施設職員に対し、以下のような事業を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p><b>教職員人権教育事業</b> <b>初任者人権教育研修</b> 〔教育部 人権国際教育課〕</p> <p>【事業の概要】 ＜H25 年度より実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校新規採用教職員、初任者講師・保育士等対象の人権教育研修を実施。</li> <li>・「子どもの権利」学習を通して、子どもの見方や背景を探り、子どもの話を聴くことの意味を考える。</li> </ul> <p>【事業実施日】7/7(水) 【実施場所】あいびあ泉南 【R2 実績】34人参加 【R2 所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○「子どもが安心して過ごせる学級づくり～子どもの権利の視点から考える～」をテーマに、日々のかかわりの中から見えてくる子どもの言動の背景にあるものを探り、子どもが安心して過ごせる学級づくりについて、子どもの権利の視点から考えた。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○子どもたちのつぶやきや話すことをしっかりていねいに受け止め、子ども1人ひとりの理解につなげることが大切だということを学ぶことができた。</p>
<p><b>泉南市人権教育研究協議会補助金事業</b> <b>泉南市人権教育研究協議会・専門部活動</b> 〔教育部 人権国際教育課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉南市人権教育研究協議会の「集団づくりと自主活動」専門部及び「共に生きる」専門部において、子どもの権利にもとづいた集団づくりを進めるための研究を実施。</li> </ul> <p>【事業実施日】①7/15(水) ②9/11(金) ③2/19(金) 〔③はオンライン開催〕</p> <p>【実施場所】泉南中学校 【R2 実績】69人 【R2 所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○子どもたちが自分たちの権利を守られながら安心して自分を出し、仲間と共に育つために、教職員がどんな視点をもって取組を作っていくのかを考えた。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○日々の学校生活の中で子どもの声を聴くことの大切さや、子どもの権利を大切にするためにどんな取組をしていけばいいかを考え、共有することができた。</p>

<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p><b>泉南市新規採用職員研修</b></p> <p>〔教育部 人権国際教育課〕</p> <p>【事業の概要】 &lt;H29 年度より実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修において、「泉南市子どもの権利に関する条例について」を実施。</li> </ul> <p>【事業実施日】8/5(水) 【実施場所】大会議室 【R2実績】19人参加 【R2所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「子どもの権利～ワークショップを通して考える～」をテーマに、「子どもの権利条約」や「泉南市子どもの権利に関する条例」について知り、「意見表明と参加の権利の実現にむけた取組について考えた。</li> <li>○子どもの意見をまちづくりに生かすことを意識するために、DVDなどを活用してせんなん子ども会議の活動を知らせた。</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新規採用職員の「泉南市子どもの権利に関する条例」認知度は47%(9人/19人)だった。新規採用職員という新鮮な時期に「子どもの権利」について知ってもらうことの重要性を感じた。</li> <li>○ワークを通して、自らの担当業務が子どもの権利の実現にどのように関係しているのかを考えることができた。</li> </ul>
<p>ファミリー・サポート・センター事業</p> <p><b>ファミリー・サポート・センター協力・両方会員研修会</b></p> <p>〔健康子ども部 家庭支援課〕</p> <p>【事業の概要】 &lt;H24 年度より実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センター協力・両方会員対象の研修会（年12回開催）において、子育てに関する様々なテーマ（遊び・障害・食・事故など）の学習を行う。</li> <li>・子どもを預かる上での知識や実技を学習することで、不安や悩みを解消することを目的に実施。</li> <li>・地域子育て支援センター『ひだまり』の子育て応援団・保育ボランティアグループすまいるママ・一般の方も参加可能。</li> </ul> <p>【事業実施日】①6/24②7/8③④7/15⑤7/29⑥⑦10/7⑧10/14⑨10/28⑩⑪11/4⑫11/11</p> <p>【実施場所】ひだまり、その他</p> <p>【R2実績】(7/29) 8人参加</p> <p>【R2所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第5講座(7/29)は「子どもの人権」をテーマに、教育部人権国際教育課による講座を実施。「子どもの権利条約」や「泉南市子どもの権利に関する条例」について知り、子どもの話をしっかり聴くことの大切さについて考えた。</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コロナ禍により、計画していたが中止となった講座もあったが、研修後の感想では、学んだことを今後の子育てや会員としての活動にすぐに活かせる内容で、勉強になったという声が多かった。また、初めてのオンライン研修では、緊張したが説明がわかりやすくうまくできた、ワークショップも可能だったとおおむね好評であった。</li> </ul>

<p>地方創生推進交付金事業</p> <p><b>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業</b></p> <p>[総合政策部 人権推進課]</p> <p>【事業の概要】 子どもの権利を正しく理解・尊重して、子どもの権利に関する条例を推進する人材を養成する。</p> <p>【事業実施日】</p> <p>① 9/14. 9/28. 10/14. 10/21. 11/4</p> <p>② 8/26. 9/2 ③ 3/20～4/20</p> <p>【実施場所】</p> <p>① 市民交流センター ② 公立幼稚園</p> <p>③ 動画配信</p> <p>【R2 実績】</p> <p>① 参加延べ人数 100 名 ② 参加延べ人数 50 名</p> <p>③ 視聴延べ人数 82 名</p> <p>【R2 所要額】 406,440 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>① 子どもに関わる行政職員を対象に子どもの権利に関する連続講座（5回）を実施。</p> <p>② 公立幼稚園の職員を対象に、「子どもの権利「命・育ち・声」を大切に作る保育をテーマに研修を実施。</p> <p>③ ①実施した研修の意見質問をもとに、動画を作成し、①の研修参加者等に限定配信を行う。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○ 子どもに関わる職員を対象に、子どもの権利に関する基本的な内容について周知することができた。すでに、何度か研修を受講した人には、これまでの知識等を整理し、より深く学ぶ時間となった。初めて受講される人には、子どもの権利に興味関心をもつきっかけになったと考えられる。この研修で学んだことを、自己の業務に活かせるようにとフォローアップ研修として③を企画したが、年度末の多忙な時期と重なり受講数を増やすことができなかった。次年度は、早い段階から企画し、余裕をもって受講できるようにしていきたい。できあがった動画は有効活用したい。</p>
<p>認定こども園事業</p> <p><b>会計年度任用職員研修会</b></p> <p>[健康子ども部 保育子ども課]</p> <p>【事業の概要】</p> <p>・ 研修参加機会の少ない職員を対象に、保育内容や子どもの発達、障害理解などの研修を園長等が年1回実施する。</p> <p>【事業実施日】</p> <p>・ 令和2年12月17日(木)15時～</p> <p>【実施場所】</p> <p>・ なるにつこ認定こども園</p> <p>【R2 実績】</p> <p>・ 早朝延長担当職員 4 名</p> <p>【R2 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○ 4 つの権利の劇(動画)を見て自分の保育に重ね、日頃の子どもとの関わりは【子どもの権利】を守ることができているかを考えながら、学びを自身の保育に返す。</p> <p>○ 子どもの話を聴き、思いを尊重するために心を寄せるとは何かを考える。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○ 4名のうち3名が子どもの権利について知らなかったのが、伝えるいい機会になった。4つの権利の劇は自身の保育と重ねやすい内容であったようだ。</p> <p>○ 「子どもの意見を聞いてあげたい思いはあるが、最後まで聞かずに対応しているところがある」と参加者の感想があった。</p>

	<p>○【子どもの権利】を伝える中で、一方的に先生主導で遊びを決めていないかを尋ねたところ、「怪我をしないことを重視してしまい、子どもの意見を聞いていなかった。もっと子どもの意見を尊重できるような環境づくりをしたいがどんなふうになればいいか悩んでいる」という声があったので、一緒に考えていきたいと思う。</p>
--	---

## 第8条 子どもの権利に関する学習と教育②（子ども対象）

第8条第2項では、「子ども施設は、当該施設を利用する子どもたちに、子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として知識・スキル及び態度を身につけていくことができるよう、子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程に位置付け実施するもの」と定めています。これに基づき、以下のような取組を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>人権教育推進事業  <b>学校園に対する人権国際教育課ヒアリング</b>            [教育部 人権国際教育課]  <b>【事業の概要】</b> &lt;H24年度より実施&gt;            ・学校園に対する人権国際教育課ヒアリングにおいて、子どもの権利の学習を教育課程へ位置づけることを促し、その実施状況を把握する。  <b>【事業実施日】</b> 7月と2月  <b>【実施場所】</b> 7月：各学校園を訪問                              2月：市民交流センター  <b>【R2実績】</b> 幼稚園2園、小学校10校、                              中学校4校で、各2回ずつ実施。  <b>【R2所要額】</b> 0円</p>	<p><b>【実施内容】</b>            ○第1回：人権保育教育推進計画及び年度初めの学校の状況（児童生徒、保護者、教員）の共有。            ○第2回：人権保育教育推進計画の進捗状況及び各取組の実施状況を確認。  <b>【自己評価】</b>            ○11月20日の泉南市子どもの権利の日に合わせて取組は定着してきており、各校の取組をまとめた冊子を各校に配付した。            ○第1回、第2回とも学校園より子どもや保護者の実態、人権課題に関する取組の様子や子どもの反応などをうかがうことができた。</p>
<p>人権保育推進事業  <b>保育園所・こども園に対する人権保育ヒアリング</b>            [健康子ども部 保育子ども課]  <b>【事業の概要】</b></p>	<p><b>【実施内容】</b>            ○各施設に訪問し、人権保育についての取組を聞かせてもらったり、子どもの権利の取組推進のお願いをしたりした。  <b>【自己評価】</b></p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園所・こども園に対して人権保育ヒアリングを行い、人権保育の促進を図る。</li> </ul> <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期（6月） 後期（1月～2月）</li> </ul> <p>【実施場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各園所</li> </ul> <p>【R2実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立…こども園・保育所 児童発達支援センター</li> <li>・民間…保育園・こども園（2園） 計6施設</li> </ul> <p>【R2所要額】0円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組を聞かせてもらおうと、各施設の人権保育に対する意識の違いがよくわかった。</li> <li>○子どもの権利の取組においては、各施設で差があるとともに、まだまだ取組ができていない施設が多いと感じた。</li> <li>○子どもの権利就学前版学習教材の情報提供や、取組実施の際には協力するなど、今後も各施設に声をかけながら人権保育の促進を図りたいと思う。</li> </ul>
<p><b>認定こども園事業</b></p> <p><b>子どもの権利を学ぶ</b></p> <p>【健康子ども部 保育子ども課】</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年長児を中心に、発達に応じた方法で「子どもの権利」について学ぶ。</li> </ul> <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年11月5日(木)10時～</li> <li>・令和2年11月12日(木)10時～</li> </ul> <p>【実施場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なるにっこ認定こども園</li> </ul> <p>【R2実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5歳児38名と職員8名</li> </ul> <p>【R2所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○『たった一つの大切な命、誰もが持っている4つの権利』を子どもたちの普段の生活の中でありがちな内容の劇を通して伝える。</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○劇を見た後、その劇を見た時の思いや自身のくらしに関する話が子どもたちから出てきた。特にたたかれるシーンの反響が大きく、自身がたたかれた時の様子を模倣する表現があった。反対に話を聞いてもらえた時のシーンでは話を聞いてもらえてうれしかったことやたたかれなかったことについて話す子どもの姿があった。</li> <li>○子どもの権利学習中の子どもの様子から事後の聞き取りが必要と感じ、全体への聞き取りをしながら特に気になった子どもに対して丁寧に話を聞きとった。「たたくママは子どもの権利の事知らんと思うから教えてあげてな」「弟にママをとられた時は悲しいけど、一人でテレビを見られたときは楽しい」などの声があり、ただ『子どもの権利学習』をするだけでなく、子どもの思いを受け止めながら丁寧に聞き取りをすることや、感じていた子どもの姿や言葉・態度をそのまま表現しながら、他の職員と共有して支援の方法を考えていく大切さを学ぶことができた。</li> </ul>

<p>地方創生推進交付金事業</p> <p><b>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業</b></p> <p>〔総合政策部 人権推進課〕</p> <p>【事業の概要】 就学前の職員と担当者がワークショップ事業で作成した「みんなで学ぼう子どもの権利」（就学前版）を利用して権利学習（保育）を教育課程（保育課程）に位置付けて実施する</p> <p>【事業実施日】 11/12. 11/13. 11/16</p> <p>【実施場所】 なるにっこ認定こども園/あおぞら幼稚園/くすのき幼稚園</p> <p>【R2 実績】 泉南市の公立幼稚園では、3 歳児～5 歳児に権利学習を実施、公立認定こども園では、5 歳児に実施</p> <p>【R2 所要額】 180,720 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○ワークショップ事業で作成した保育プログラムをもとに就学前児童（主に5歳児）に権利学習を実施</p> <p>【自己評価】</p> <p>○子どもたちに、身近な生活の中にある子どもの権利について考えることができるよう、馴染みのある先生方が劇を交えて実践したことで、子どもたちからたくさんの発言を引き出すことができた。</p> <p>○子どもが発信した言葉をもとに、子どもの生活の一コマを知ったり、聞き取ったりするきっかけとなった。</p> <p>○子どもどうしで、もめごとが起こったときに、劇にてらしあわせて、子どもの権利を話題にしながら話をすすめることができた。</p> <p>○職員は、何度も演じる中で、子どもの権利に対する理解が深まり、保護者からの相談を受けた時に、子どもの権利に基づいて答えることができるようになった。</p> <p>○子どもが権利のことを学ぶだけでなく、保護者にも伝え、園と家庭が同じように子どもの権利について理解を深める必要があると思った。</p> <p>○公立の施設だけでなく、泉南市のどの就学前施設でも実施できるように、民間施設にも子どもの権利学習を実施するよう依頼していきたい。</p>
---	--

## 第8条 子どもの権利に関する学習と教育③（保護者・市民対象）

第8条第3項では、「市及び子ども施設は、親その他の保護者及び市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会をもつことができるよう、子どもの権利に関する社会教育、生涯学習及び地域福祉活動を奨励し、必要な条件整備を図ります。」としています。これに基づき、以下のような取組が実施されています。



事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>地域子育て支援拠点事業  <b>子育て支援センター「ひだまり」での  保護者向け研修</b>  [健康子ども部 家庭支援課]  【R2 所要額】 円</p>	
<p><b>(1) 「赤ちゃん教室」での保護者研修</b>  【事業の概要】  ・概ね生後4か月～1歳までの子どもとその保護者対象の親子教室。  ・子育てを応援している各機関が共催で、手遊びやふれあい遊びの紹介、離乳食の調理実習、ミニ講座などを実施。  【事業実施日】年3クール(1クールは6回)  ① 5～6月②9～10月③10～11月  【実施場所】  ① 中止  ② 新家東小学校、ココアンジュ新家一丘老人集会所に変更  ③ 雄信小学校、ニチイキッズ泉南保育園→男里老人集会所に変更  【R2 実績】①中止②10組③11組</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○各クールの1講座において「生活の中の子どもの権利」をテーマに、教育部人権国際教育課主幹によるグループワークを実施。  ○子どもの権利について考えたり、せんなん子ども会議DVDを視聴したりした。  ○コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として開催場所を地域の老人集会所に変更、内容を縮小し、1クール4回、スタッフの人数、定員を減らして実施。緊急事態宣言発出中の1クール目は中止した。  <b>【自己評価】</b>  ○「生まれたばかりの子どもにも権利というものがあり、守られるべきものであるということに気づかされました。」「子どもも一個人としてちゃんと意見や考えがあるのに、『まだ小さいから』と自分の考えや価値観を押し付けていないかと、考えさせられました。」などの感想があった。</p>
<p><b>(2) 「子育て講座」での保護者研修</b>  【事業の概要】  ・就学前の子どもの保護者を対象に保護者のニーズや課題に合ったテーマを設定し、講師を招いての子育てに関する学習を行う。  ・子育てに関する学習やリフレッシュできる場を提供することで、育児不安や負担を軽減することを目的とする。  【事業実施日】年7回10:00～11:30  ① 5月(文書開催)②7/12③9/16④11/11⑤1/27(中止)⑥2/17(中止)⑦3/17(中止)  【実施場所】ひだまり</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○7/12に生活の中の子どもの権利～子どもと話をしよう～をテーマに人権国際教育課職員による講座を実施。  <b>【自己評価】</b>  ○はじめは内容が難しいと感じながら参加した保護者も、講座の終わりには普段の生活の中で子どもに対する権利を再確認できる良い機会になったようであった。  ○コロナ禍で中止になった講座もあるが、一時保育があるため、子どもと離れ学びの時間や日頃の疲れを癒す時間を過ごすことで、また子育てを頑張ろうという気持ちな</p>

<p>【R2 実績】 (7/12) 5 人参加</p> <p><b>幼児教育事業</b>  <b>公立幼稚園での保護者研修会</b>  [教育部 指導課・人権国際教育課]  【事業の概要】  ・公立幼稚園において、条例委員・幼稚園長・職員等がファシリテーターとなり、保護者研修を実施。  ・子育て中の保護者を対象に「子どもの権利」を知ってもらうことで、日々子どもへのかかわりや子育てに生かすことを目的とした。  【事業実施日】 【実施場所】 【R2 実績】  11/6(金)9(月) あおぞら幼稚園 18 人参加  11/12(木)くすのき幼稚園 23 人参加  【R2 所要額】 0 円</p>	<p>るという感想があった。</p> <p>【実施内容】  ○職員による寸劇、ワークショップ、条例委員や園長の講話等により、日常生活の中にある子どもの権利について学んだ。  【自己評価】  ○職員による寸劇や、条例委員・園長の話は、保護者にとっても親しみやすく、子どもの話を聴くことの大切さを感じることができた。  ○今後も取組を継続し、子どもの権利について学んだおとなを地道に増やしていくことが「子どもにやさしいまち」づくりにつながっていくと考える。</p>
<p><b>人権啓発事業</b>  <b>「多世代交流まちづくり」講座</b>  [総合政策部 人権推進課]  【事業の概要】  ・「誰もが安心してふれあえる温かな関係・地域づくりについて」をテーマに人権啓発リーダー養成講座を実施。  【事業実施日】 ①1/21 (木) ②2/4 (木)  【実施場所】 オンライン (Zoom) で実施  【R2 実績】 ①10 名 ②11 名  【R2 所要額】 60,000 円</p>	<p>【実施内容】  ○他の地域や団体で実施している多世代交流の取組事例から、子どもと大人が相互に助け合う関係や地域活動を続けることの大切さを学んでいただいた。  【自己評価】  ○「今後の活動のお手本にさせて頂きたいような内容がたくさんあった。」という声もあり、この講座を受けて、地域のまちづくりに積極的に活動しようとする気持ちの醸成につながったものと考えます。</p>
<p><b>地方創生推進交付金事業</b>  <b>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業</b>  [総合政策部 人権推進課]  【事業の概要】 市民や保護者を対象に子どもの権利条約の理解と認識を深めるための研修を実施し、子どもに寄り添うおとなを養成する  【事業実施日】  ①12/9 ②12/12</p>	<p>【実施内容】  ○子どもの権利条約及び泉南市子どもの権利に関する条例についての周知を図ることと、子どもの話を聴く大切さや子ども参加でまちづくりをする事の意味を伝える講座を実施。  子どもの権利に関する情報を収集するためのメール登録をしてくれた人に、フォローアップ研修の案内を送信。  【自己評価】  ○「子どもの権利に関する条例があることを</p>

<p>【実施場所】 ①あいびあ泉南 ②図書館</p> <p>【R2 実績】 ①②あわせて 54 名の受講</p> <p>【R2 所要額】 0 円</p>	<p>知らなかった」「子ども会議でどのようなことをしているのか知らなかった」という意見も多く、子どもによりそうおとなを養成する前に、子どもの権利に関する条例を周知する必要性を感じた。また、研修を受けた人からは、子どもの意見・気持ち・考えを聞きだせるように今まで以上に意識したいという前向きな意見も出された。</p>
<p>子ども総合支援センター事業 <b>保護者学習会</b> [健康子ども部 保育子ども課] 【事業の概要】 ・障害についての理解を深め、子どもへの接し方や支援の仕方を学びあう。また、保護者交流の場も設定し、リフレッシュや困り感の共有・育児不安の軽減等を目指す。</p> <p>【R2 実績】 ・11月4日 参加人数 24人</p> <p>【R2 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】 ○教育部人権国際教育課主幹に、泉南市子どもの権利に関する条例(4つの子どもの権利など)についての話をしてもらったり、せんなん子ども会議のDVDを見たりした。</p> <p>【自己評価】 ○保護者も興味深く話を聞いており、「子どもにも意見があるので尊重していけるようにしたい」「大人が守ってあげる子どもの権利と、子ども同士が守る権利があるのだと知った」「子どもの話をしっかり聞きたいと思います」「最近、子どもの権利をうばい命をおとすニュースをよくきく中で子どもが生きてく楽しい笑顔でくらししていけるように私自身が子どもの権利を大切にしていきたいと思います」など様々な感想や意見をもらった。</p>

## 第9条 親その他の保護者の支援

第9条では、親その他の保護者の支援について、「親その他の保護者は、子どもの権利を尊重し、子どもの発達する能力と一致する方法で、子どもの養育についての責任、権利及び義務を果たすことができるよう、必要な支援を受けることができます。」としています。

これに基づき、以下のような取組が実施されています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>教育支援センター事業 <b>教育相談（再掲）</b> [教育部 指導課] 【事業の概要】</p>	<p>【実施内容】 ○不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだ相談ケースは増えている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校園生活や家庭生活での子どもや保護者に関する相談を受ける、電話または来庁による相談事業。</li> <li>・ 相談窓口として、教育支援センターつばさ、教育相談員、SSW、指導主事等が対応。</li> <li>・ 学校の指導に対する児童生徒並びに保護者の不安や登校しぶりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待やDVに関する相談等。</li> <li>・ 相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。</li> </ul> <p><b>【事業実施日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月～金曜日9：00～17：30（土、日、祝日、年末年始を除く）</li> </ul> <p><b>【R2 実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全件数を合わせるとのべ500件以上。継続事業も多い。</li> </ul> <p><b>【R2 所要額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,855,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育支援センター指導員、補助指導員、SSW、指導主事等が相談対応をしている。</li> <li>○学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化している。最近では、保護者の悩みと子どもの悩みを同時に受けとめ、指導助言することが重要な役割となっている。</li> <li>○巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間3回程度全ての小中学校を訪問している。子どもの実態把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めているところである。</li> </ul> <p><b>【自己評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幅広い相談に対応することで、児童生徒や保護者の不安軽減、及び解消につながっている。</li> <li>○関係機関の連携を適切に行うことにつながっている。</li> <li>●相談のニーズが年々増加するとともに、相談内容が複雑化しており、現在の相談体制だけでは対応が難しいケースも見られる。</li> </ul>
<p><b>子ども総合支援センター事業</b></p> <p><b>りんごの広場</b></p> <p><b>[健康子ども部 保育子ども課]</b></p> <p><b>【事業の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達面に関して課題のある在宅の未就学児に、遊びを提供したり保護者からの相談を受けたりする。</li> <li>・ 周囲に気兼ねせず安心して遊ばせることができる場所の提供をする。</li> <li>・ 育児不安の軽減や早期療育につなぐきっかけにする。</li> </ul> <p><b>【事業実施日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月第2・3・4木曜日と1週目または5週目の木曜日（計6回） 10：00～11：30</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、</li> </ul>	<p><b>【実施内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが遊べる玩具や、身体を動かして遊べる運動遊具等も用意し、気持ちを発散できるようにした。また、保護者の相談等に一緒に考え、共有しあう。</li> </ul> <p><b>【自己評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開催場所を3か所にするこで、徒歩や自転車の方でも近隣での開催場所に参加してもらいやすくなっている。</li> <li>○親子教室利用児・リバースクールのきょうだい児やひだまり利用児の参加が多かった。また、そこから子ども総合支援センターの親子教室やリバースクールに入室・入所につながる子どももいた。</li> <li>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、</li> </ul>

<p>4月～6月・1/21・/28・2/18は中止。</p> <p><b>【実施場所】</b></p> <p>・子ども総合支援センター・保健センター・あいぴあ泉南の3か所で、週替わりで開催。</p> <p><b>【R2実績】</b></p> <p>・計23回 延べ168人参加</p> <p><b>【R2所要額】</b>0円</p>	<p>参加者数が少なめであったが、ほかの子どもに気兼ねすることなく安心して遊んだり、保護者同士で話をしたりすることができる場として、くり返し利用する親子が多かった。</p> <p>○地域の広場が中止していた中、「遊べる場所がなかったので、りんごの広場（支援センターでのみ実施）が利用できよかった」との声があった。</p>
--	--

## 第12条 施設等における子どもの安全

第12条では、「市は子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、指針を定めます。」とあり、市はそれに基づいて「所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。」としています。また、市長は、それらのシステムの検証を行うものとし、そのために子どもの安全委員会を設け、その活動に対して、市及び子ども施設は積極的に協力し援助するものとしています。市では防災対策や危機管理マニュアルの設定、また子どもの登下校の安全確保について、市民と協働して取組を推進しています。子どもの安全委員会の設置や指針づくりは今後の課題となっています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>学校支援地域本部事業（R1 まで安全推進事業） <b>安全パトロール事業と「子ども安全大会」</b> 【教育部 指導課】</p> <p><b>【事業の概要】</b> &lt;H19年度より実施&gt;</p> <p>・登下校中の通学路における児童生徒の安全を見守る市民ボランティア団体に補助金を交付し、青色パトロール等の安全パトロール事業を支援する。</p> <p>・各小学校区や団体ごとに、学期に1回の会議を行い、状況確認や検証を行う。</p> <p><b>【事業実施日】</b> 随時</p> <p><b>【実施場所】</b> 各小学校区</p> <p><b>【R2実績】</b> 現在10団体が所属</p> <p><b>【R2所要額】</b> 1,273,000円</p>	<p><b>【実施内容】</b></p> <p>○7/17(金)…第1回泉南市青色防犯パトロール連絡会</p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>○登下校中における児童生徒の安全を第一に考え、大きな事故が生起しなかったことは評価される。</p> <p>○コロナ禍で、3学期に予定していた会議を延期したが、見守り活動についてこれまでと同様実施できた。</p>
<p><b>(1) 子ども安全大会</b></p> <p><b>【事業の概要】</b></p> <p>・子どもたちのすこやかな育ちを学校と地域で</p>	<p><b>【実施内容】</b></p> <p>○「子ども安全大会」は中止。</p> <p><b>【自己評価】</b></p>

<p>サポートする教育コミュニティの実現と、学校を支援する地域の自主防犯組織の活性化をめざして、毎年開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰を行うなど、日頃の活動への感謝と安全意識への向上のための啓発活動を行う。</li> </ul> <p>【事業実施日】 コロナ禍の緊急事態宣言発令のため集合型となる大会は中止。別途、3月に市長から学校長を通じて感謝状を授与。</p> <p>【実施場所】各学校</p> <p>【R2実績】表彰受賞者 10名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃の活動への感謝を表彰状でお伝えできたことは、大変よかった。</li> <li>○コロナ禍においては、集合型で開催することが難しいため、大会の持ち方について新たな取組を模索したい。</li> </ul>
<p><b>(2) 安全講習会</b></p> <p>【事業の概要】 子どもの見守りボランティアの継続拡大のため毎年実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者に修了証を交付している。</li> </ul> <p>【事業実施日】令和2年7月31日(金)</p> <p>【実施場所】あいびあ</p> <p>【R2実績】全受講者数 170名(市職員含む)</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○7/31(金)…泉南市青色防犯パトロール講習会</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会を開くことにより地域ボランティアの方々、市職員の意識向上が図れた。</li> <li>○開催場所、開催回数、人数、事前検温など感染症対策を徹底し開催することができた。</li> </ul>

## 第14条 泉南市子どもの権利の日

第14条では、「子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日」と定め、「子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事を計画し、実施します。」としています。条例が制定されて9年。子どもの権利の日を基軸とした週間や月間を中心に、子ども施設等における取組が以下のように実施され、少しずつ広がりを見せています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>人権擁護委員協議会補助事業 人権啓発推進協議会補助事業 <b>泉南市子どもの権利の日の取組</b> [総合政策部 人権推進課] 【事業の概要】&lt;H24年度より実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの権利の日」を中学生へ周知・啓発する。</li> </ul> <p>【事業実施日】11月上旬</p> <p>【実施場所】各中学校</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「11月20日が子どもの権利の日であること」と「悩んだ時の相談窓口」を印刷した用紙をパッケージとしたマスクを全中学生に配布した。</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染拡大のため、各中学校で毎年実施していたフォーラムが中止になり、市民への啓発マスクの配布ができな</li> </ul>

<p>【R2 実績】 2,000 枚配布 【R2 所要額】 116,000 円</p>	<p>った。 ○学校に配布を依頼する際に「配布にあたってのお願い」という文章を渡し、子どもたちにマスクを配布する際に伝えて欲しい内容を伝えた。</p>
<p><b>人権教育推進事業</b> <b>学校園における『子どもの権利の日』の取組についてアンケート</b> 〔教育部 人権国際教育課〕 【事業の概要】 &lt;H28 年度より実施&gt; ・11 月 20 日の「泉南市子どもの権利の日」またはその前後の子どもの権利に関する取組についてアンケート調査を行い、各学校園における「子どもの権利」の普及を目指す。 【事業実施日】 11～12 月（12/9 締切） 【R2 実績】 公立幼小中より回答 【R2 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】 ○取組に際して作成した資料、保護者への広報、実施日の写真などがあれば提出を依頼。 ○アンケートを取りまとめたものを冊子にし、各学校園所に配布した。</p> <p>【自己評価】 ○すべての学校園で、子どもの権利の日の前後に子どもを対象とした啓発活動が実施されている。 ○子ども会議のメンバーや児童会の児童などが、全校児童生徒に広報啓発する、子どもが主体となった取組も広がりつつある。 ○公立幼稚園では、職員劇等を通じた権利学習や保護者研修、環境や遊びを工夫し、子どもの権利を日常的に感じられるような取組が定着している。</p>

## 第 15 条 条例の実施と広報

第 15 条では、市は、この条例の目的（「子どもにやさしいまち」の実現）を達成するために、総合的かつ計画的に条例を実施するものとします。」と定めています。また、「市はこの条例の内容及び実施に係る計画等について、市民等に広報する役割を果たさなければなりません。」これに基づき、以下のような広報活動を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業 <b>泉南市webサイトによる広報</b> 〔教育部 人権国際教育課〕 【事業の概要】 &lt;H24 年度より実施&gt; ・子どもの権利の普及のため、泉南市子どもの権利に関する条例並びに、条例に関する取組について、市民及び広く社会に広報する。</p>	<p>【実施内容】 ○せんなん子ども会議、シリーズ子どもの権利のページを随時更新した。 ○条例委員会第 8 次報告を掲載した。</p> <p>【自己評価】 ○パソコンや携帯・スマホなどの普及により、</p>

<p>【事業実施日】 随時更新</p> <p>【R2 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泉南市子どもの権利に関する条例について</li> <li>・ せんなん子ども会議</li> <li>・ 子どもの権利条例委員会</li> <li>・ 泉南市子どもの権利の日</li> <li>・ シリーズ子どもの権利</li> </ul> <p>【R2 所要額】 0 円</p>	<p>ネットを使った広報は、広く市民に広報するには効果的なツールである。</p> <p>● ホームページをタイムリーに更新できていない現状がある。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p><b>広報せんなん『子どもの権利シリーズ』</b></p> <p>[教育部 人権国際教育課]</p> <p>[総合政策部 人権推進課]</p> <p>【事業の概要】 &lt;H24 年度より実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泉南市子どもの権利に関する条例に関する取組について、市民に分かりやすく広報するために、広報せんなんにシリーズ記事を掲載。</li> <li>・ 子どもの権利に関する情報やせんなん子ども会議、市民モニター会議、条例委員会等について掲載している。</li> </ul> <p>【事業実施日】 毎月掲載</p> <p>【R2 実績】 12 回掲載 (No. 87～No. 98)</p> <p>【R2 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>4 月 (No. 87) 2020 年 せんなん子ども会議の委員を募集します～子どもの意見をまちに届けよう～</p> <p>5 月 (No. 88) 2019 年 市長報告 ～2 人の高校生が子ども委員を卒業しました～</p> <p>6 月 (No. 89) 新型コロナウイルス 安全な学校運営のための行動指針～ユニセフ、WHO、赤十字が共同で発表・子どもたちへ～</p> <p>7 月 (No. 90) 子どもたちの気持ちを聞かせて！～新型コロナウイルスについて～</p> <p>8 月 (No. 91) せんなん子ども会議 2020 がスタートしました！～新型コロナウイルス感染症と子どもの権利について考えよう～</p> <p>9 月 (No. 92) せんなん子ども会議の今年の活動～今年は、「国際交流」と「e スポーツ」！</p> <p>10 月 (No. 93) せんなん子ども会議～おとなスタッフによる「楽しく学ぼう！子どもの権利」SNS に投稿する時に考えてほしいこと</p> <p>11 月 (No. 94) 11 月 20 日は、泉南市子どもの権利の日です！</p> <p>12 月 (No. 95) 子どもたちに子どもの権利を伝えよう！～職員劇をとおして考える～</p> <p>1 月 (No. 96) コロナ禍での私たちの気持ち～子ども市民モニター（中学生）へのアンケート調査より～</p> <p>2 月 (No. 97) ZOOM で子ども会議！～私たちの思いを聴いてください～</p> <p>3 月 (No. 98) ZOOM で子ども会議！パート 2 ～大阪府 e スポーツ連合の方とオンライン会議</p>



	<p>で話しました～</p> <p>【自己評価】</p> <p>○毎回イラストや写真を入れるなど、読者である市民が読みたくなるような内容に工夫をした。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p><b>「子どもの権利ポスター」</b></p> <p><b>「子ども会議パンフレット」による広報</b></p> <p>[教育部 人権国際教育課]</p> <p>【事業の概要】</p> <p>&lt;H24 年度より実施&gt;</p> <p>・ポスター、パンフレットなどにより、視覚に訴え子どもの権利の広報啓発をはかる。</p> <p>【事業実施日】3 月</p> <p>【R2 実績】 ・条例ハンドブック 0 冊 ・条例パンフレット 0 冊 ・子ども会議リーフレット 6,000 枚 ・子どもの権利の日啓発チラシ 12,000 枚 ・泉南市子どもの権利に関する条例ポスター 1,000 枚</p> <p>【R2 所要額】123,123 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○条例の前文である「泉南・子ども・憲章」を掲載したポスターを年度初めに配布し、市内小中学校並びに公立幼稚園のすべての教室に掲示した。</p> <p>○せんなん子ども会議リーフレットと子どもの権利の日啓発チラシを印刷し、配付した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○子ども会議リーフレットは、これまでの取組がわかる写真などをカラーで掲載しており、見る側に伝わりやすい内容になるよう工夫している。</p> <p>○今後も、広報啓発のための資料印刷の予算が不可欠である。</p>

## 第 16 条 条例の実施に関する検証と公表

第 16 条では、「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の実現に貢献していくことができるよう、条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況を定期的に検証します。」としています。この検証を実施するため、「子どもの権利条例委員会」並びに「子どもの権利条例市民モニター会議」を設け、「この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います」としています。また、「市長は、市長報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策に生かすものとします。」とも定めています。

これに基づき、以下のように条例委員会・市民モニター会議を定期的に開催し、条例委員会による市長報告も本年度で 9 回目となります。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p><b>子どもの権利条例委員会</b></p> <p>[教育部 人権国際教育課]</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○報告事項 I 「『子どもにやさしいまち』を実現するための子どもの権利条例の運営状</p>

<p><b>【事業の概要】</b>          &lt;H25 年度より実施&gt;          ・ 「子どもにやさしまち」の実現に係る条例の運営状況について総合的かつ重点的な観点から検証を行う。          ・ 条例に基づく事業等の実施状況について、成果と課題を可能な限り明らかにする観点から検証を行う。          ・ 毎年市長報告を行い、その内容を市民に公開する。</p> <p><b>【事業実施日】</b>          ① 5/19(火)～5/26(火) 書面会議 ②8/4(火)          ③ 9/30(水) ④10/23(金) ⑤11/25(水)          ⑥12/18(金) ⑦2/10(水) ⑧3/5(金)          ⑨3/24(水) 市長報告及び条例委員会</p> <p><b>【R2 所要額】</b> 345,000 円</p> <p><b>【実施場所】</b> 青少年センター          市民交流センター、オンライン会議</p>	<p>況」として、</p> <p>① コロナ禍の子どもたちが不安や息苦しさ、ストレスを抱えている状況についてよくわかるレポートになっている</p> <p>② 子ども会議など、子ども参加の機会を積極的に増やしている</p> <p>という2点において高く評価をしていただいた。</p> <p>○報告事項Ⅱ「条例に基づく事業等の実施状況」（一覧）を作成した。          コロナ禍による子どもたちの状況について「コロナ化状況下の子どもたちの現状に関するレポート」をまとめた。</p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>○市の子ども施策について、条例に基づいて行政機関が報告検証しているところはあまりなく、ユニセフが提唱する「地域の子ども白書」のようなものになっている。また、泉南市のような“子ども参加”の取組をもっと広く発信していくべきと評価していただいた。</p> <p>●子どもの権利に関する条例についての啓発、広報活動が課題。</p>
<p><b>人権啓発事業</b>  <b>子どもの権利条例市民モニター会議</b>  <b>【総合政策部 人権推進課】</b></p> <p><b>【事業の概要】</b> &lt;H27 年度より実施&gt;          条例第 16 条に基づき、条例委員会と相互に協力及び連携して、条例の運営状況を検証するための活動を行う。おとな市民モニター、子ども市民モニターを募り、意見交換を行う。</p> <p><b>【事業実施日】</b> 10 月 30 日～11 月 20 日</p> <p><b>【実施場所】</b></p> <p><b>【R2 実績】</b> 子どもモニターの回答 27 件          おとなモニターの回答 6 件</p> <p><b>【R2 所要額】</b> 0 円</p>	<p><b>【実施内容】</b></p> <p>○令和 2 年度は対面でのモニター会議を実施することが困難であったため、A4 裏表 1 枚のアンケート調査で実施。内容は、①条例の実施と広報について②コロナ禍の非常事態に対する泉南市の取組について</p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>○【①について】          例年 11 月 20 日を中心に子どもの権利の啓発を行ってきたが、子どもモニターの中には 27 人中 7 人（24%）の人が、条例のあることを知らなかった。チラシやマスクを配布する際に意識をしてもらえるような工夫が必要である。条例の冊子については、「絵がたくさんありわかりやすい」「子どものことをちゃ</p>

んとかんがえてくれていていいなと思った」など高評価であったが、小学生には難しいのではないかという意見もあった。

【②について】

子どもモニターから「勉強が不安」「試合や行事がなくなり残念」という気持ちとともに、「今までの暮らしの便利さに気が付いた」「あたりまえの暮らし」の中にとっても大切な人権が含まれていると気が付いた等の意見も出た。また、コロナ禍での悩みや不安を30%の子どもが言えないでいることもわかり、いつでも相談できる体制の必要性を感じた。

○生徒会に依頼したため、例年よりもたくさんの意見を聞くことができたが、おとなモニターと子どもモニターが意見を交換する場をもつことができなかつたのは残念である。

**報告事項Ⅱ**  
**「今後の青少年センターのあり方」についての基本方針**

### **1. 青少年センターの成り立ち**

青少年センターは、地域の子どもたちが学校外で安心してすごせる場所、なかまと思いつきり体を動かして遊べる場所がほしいという願いにより、1976年に設立されました。それから40年、すっかり地域の子どもたちの居場所として定着し、青少年センターでは放課後になるとたくさんの子どもたちとその活気に満ちています。ここでは、子どもたちが学年、年齢の枠にとらわれず、相互に関係性を持ち、自分たちの決めたルールにより自主的な活動を行っています。また、時には指導員に自分の家庭のこと、友だちのことを相談するなど悩みを打ち明ける場としても欠かすことのできない『居場所』としての地位を築き今日に至ります。

### **2. 「子どもにやさしいまち」（チャイルドフレンドリーシティ）**

1989年国連が採択した『児童の権利に関する条約』に基づき、「泉南市子どもの権利に関する条例」（以下「子ども条例」という。）が2012年10月に制定されました。本条例では泉南市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現をめざし、実現するための施策展開が求められています。

そのなかで青少年センターは、社会教育法に基づく社会教育施設であるとともに、子ども条例第2条の規定に基づく「子ども施設」として、第4条では「子どもの意見表明と参加に関すること」、第6条では「子どもの相談と救済に関すること」、また、第7条においては「子どもの居場所に関すること」といった重要な役割が求められており、これらの役割を果たすために積極的に事業展開していきたいと考えています。

### **3. 青少年センターが目指すもの**

青少年センターが築いてきた財産を効果的に生かしていくためには、子ども市民のニーズを理解し、明確なコンセプトを明示し運営していかなければなりません。2017年に開催した「子どもの権利に関する条例市民モニター会議」において子どもモニターからは「もっと生徒の意見を聞くべきだ」、また、大人モニターからは「（青少年センターは）『子ども権利』について、子ども同士で話し合ったり、考えたりする機会になるのでは」といった意見をもらっています。

これらの現状や思いを踏まえて、今後の青少年センターでは、

- 子どもが運営の一端を担い、自主的な活動を行ったり、まちづくりに参加参画したりできる青少年センター
- 子どもが困っている時・悩んでいる時に気軽に相談できる青少年センター
- 子どもが安心してすごせる「居場所」となる青少年センター

以上の3点を中心として運営していくことを目指します。

#### **4. 青少年センターの役割・機能**

##### **○自主活動創造の場**

青少年自身が青少年センターの運営の一端を担える仕組みをつくとともに、「地域をステージに自主的な活動ができる場」、「まちづくりに参加参画できる場」を提供します。

##### **○学びと出会いの場**

青少年が、講習・講座等を通して「様々な知識を学べる場」、「体験できる場」、「生き方のモデルと出会える場」を提供します。また、青少年が放課後、「学びにむきあう場（自主的に学習する場）」を提供するとともに、学びを支援する仕組みを創造します。

##### **○青少年の居場所**

青少年やその保護者はもちろん、そこに来れば、誰もが安全で、安心して、ありのままの自分でいられる場づくりを行います。また、安全で安心して過ごせる場となるために防災計画を作成します。

##### **○青少年が相談できる場**

困ったことや悩みがあれば、青少年がいつでも安心して相談できる人的環境、物的環境を整えます。

##### **○青少年をめぐる社会教育施設との連携**

公民館・図書館・文化ホール・埋蔵文化財センター等泉南市の公的施設との連携を図り、青少年が様々な体験ができる講習・講座を行っていきます。

#### **5. 今後の青少年センターについて**

##### **①事業**

###### **・講習講座事業**

青少年が、様々な知識を学べる場、体験できる場、生き方のモデルと出会える場を提供する講習・講座事業を行います。

## （事業例）

- ・料理活動
- ・科学実験体験活動
- ・情報教育活動（パソコンなど）
- ・芸術表現活動・芸術鑑賞（美術・音楽など）
- ・職業体験活動
- ・外国語活動・日本語学習
- ・人間関係づくりワークショップ
- ・古典・伝統文化との出会い活動（落語・太鼓演奏・太鼓づくり・墨づくり体験など）
- ・国際理解・交流活動
- ・自然体験活動
- ・スポーツ活動・スポーツ鑑賞（ダンス等を含む）

## ・自主活動事業

青少年が青少年センターの運営の一端を担うとともに、地域をステージに自主的な活動を行ったり、まちづくりに参加参画したりする自主活動事業を行います。

### ○青少年運営会議（仮称）

本市の「子どもの権利に関する条例」に示された「子どもの意見表明と参加」の視点から「青少年運営会議」（仮称）を組織し、青少年センターの講習講座の企画提案等を行います。

### ○せんなん子ども会議事務局

本市の「子どもの権利に関する条例」に、市に対して子どもが意見を表明する仕組みとして位置づけられた「せんなん子ども会議」の子ども事務局の日常活動の場にしていきます。

### ○まちづくり参加参画活動

地域社会貢献・環境問題などに関するボランティア活動などを通して、本市のまちづくりや地域社会づくりへの参加参画活動を行います。

## ・居場所事業

開館時間中はいつでも来館でき、必要なサポートを受けるようにすることで、青少年にとって安全で安心な居場所となるよう事業を展開します。市民交流センターや子ども元気広場しんげ（旧新家幼稚園）はすべてのスペースで、青少年センター本館においても一部スペースで実施します。なお、今後は出前事業等を通して、市内各所に本事業を展開できる場を徐々に広げていきます。

## ・学習活動支援事業

放課後や長期休業中、青少年が自主的に学習できるスペースを提供するとともに、学習の相談や学びを支援する仕組みを創造します。

## ・相談事業

日常的な居場所づくりを行うことを通して、青少年が困ったことや悩みを日常的に相談できる環境を整えます。そのための人的環境・物的環境を整備します。なおここでいう相談事業とは単に個人の救済にとどまるものではなく、そのことをもって青少年の社会参加を推進し、社会システムの変革につなげる見通しをもって実施するものです。

## ・研修事業

青少年センターの職員はもちろん、公民館・図書館・文化ホール・埋蔵文化財センター等泉南市の公的施設における青少年をめぐる社会教育に関わる職員や保護者、市民等を対象とした子どもの権利に関する研修や他の優れた取組について学ぶ研修等を主催していきます。

## ②事業を行うために大切にしたい視点

### ・青少年の参加参画の視点

青少年センターが行うすべての事業において、本市の「子どもの権利に関する条例」に示された「子どもの意見表明と参加」の視点をふまえて行います。

### ・人権尊重の視点（子どもの権利の視点と障害のある青少年・外国にルーツのある青少年等の参加）

事業を行う際は、すべての事業において、子どもの権利の視点に立って実施します。また障害のある青少年や外国にルーツのある青少年等の参加の有無を常に把握し、案内文書をはじめとする情報周知や環境整備、通訳等の配慮はもちろん、人権尊重の視点から、結果としてすべての青少年の参加を保障する環境を整えます。

### ・他の優れた取組についての学習

現在、青少年センターは、「大阪子ども・青少年施設等連絡会」に参画し、「調査研究」、「連絡並びに交流」、「研修並びに情報収集・提供」等の事業を通じ、府内の関連施設等とのネットワークの促進発展をめざしています。今後も他府県、他市町の優れた取組に学ぶ機会を日常的に構築していきます。

### ・市全体をフィールドにした活動

前述のように、現在も青少年センターの事業は市内全域対象になっていますが、今後はより一層の全市的な利用を促進するため、多様な媒体を使った情報の周知に加えて、市内小学校区での事業実施を視野に、市全体をフィールドに活動を展開していきます。

## ③事業を行うための仕組み

### ・運営委員会（子どもの権利に関する学識経験者の参加など）

市民のニーズや社会状況に応じてより効果的な施設運営を行えるよう、これまで通り、青少年センターの管理及び運営に関する基本的な事項については、泉南市立青少年センター及

び児童館設置条例（昭和 51 年泉南市条例第 14 号）第 3 条に規定する泉南市立青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催し、その助言を活かしていきます。なお、「泉南市立青少年センター運営委員会規則」の第 3 条には構成する委員として「学識経験者」が明記されています。今後の青少年センターの運営に関しては、子どもの権利に関する条例の主旨を尊重する必要があるため、子どもの権利に関する学識経験者等の参加を求めていきます。

#### ・青少年運営会議（仮称）

青少年自身が青少年センターの運営の一端を担える仕組みとして、「青少年運営会議」（仮称）を組織します。そこでは運営委員会の助言をいただきながら、講習講座や自主活動等の企画、日常の青少年センターにおける環境整備や利用のルールづくり等の提案を行っていきます。

#### ・相談員体制

相談事業を定期的に行うための相談員体制を整備します。相談員は子どもの権利の視点に立つために、子どもの権利に関する研修を受講した者の中から選考します。

#### ・登録制

青少年センターを利用する青少年、その保護者、地域住民については、安全面から緊急連絡先等を把握するとともに、利用にあたって、青少年センターの活動主旨並びに規則を理解していただくため、すべて登録制にします。

#### ・愛称

青少年センターが何をするところか、市内青少年、市民が共通理解できるための愛称を青少年に公募し、青少年運営会議（仮称）において選定していくなど、青少年自らが考える仕組みをつくりまします。

#### ・出前講座・出張講座

青少年センター館内の事業にとどまることなく、市内小学校区を視野に定期的な出前講座、出張講座を開催し、青少年センターの事業の周知を全市的に図っていきます。

#### ・通信・WEB配信

通信・WEB配信等の多様な媒体を使い、市内青少年や保護者、市民に青少年センター事業内容や相談事業、子どもの権利に関する情報等を積極的に発信していきます。

#### ・防災計画

安全で安心して過ごせる場となるために防災計画を作成し、その中に子どもの権利を主とした災害時の避難所としての機能・役割を位置づけます。



#### ④事業を行うために求められる人材

青少年センターが「そこに来れば、誰もが安全で、安心して、ありのままの自分でいられる場」となり、「困ったことや悩みをいつでも相談する（うちあける）ことができる場」になるためには、学校教育や青少年に関わる社会教育の経験、子育て支援の経験を有する者の中から、「子どもの権利」や「子どもの人権」に関する学習経験を有し、そのことを尊重する人材を登用する仕組みが求められます。

#### 6. 本基本方針に関連する条例及び計画

条例施策	内容項目
泉南市人権行政基本方針	子どもの人権 総合的な相談窓口の整備と充実
第五次総合計画 生涯学習内容の充実 青少年、子どもの健全育成	活動・発表・交流の場と機会の提供 ネットワークによる青少年の育成 子どもの居場所づくり
泉南市教育振興基本計画 基本方針（5）生涯学習の推進	青少年の健全育成の充実 子どもの居場所づくりの推進
泉南市子ども・子育て支援事業計画 地域における子育て支援事業の充実  育児不安の軽減と児童虐待防止への支援  地域における子どもの学び・育ちへの支援	講演会・講座などの充実 子育て中の父親などのネットワークの推進 相談体制の整備 学習機会・体験機会の提供 子ども広場事業の充実 ボランティア体験の推進 世代間交流事業の拡大
人権教育推進プラン	子育て相談事業の推進 子育て学習機会事業の提供 障害のある子どもの居場所づくりの推進 仲間づくりの支援と安心して安全な居場所づくり ボランティア体験の推進 スポーツ活動事業の推進 交流活動事業の充実 「おおさか元気広場推進事業」を活用した事業の展開 子どもの活動を通じた市民交流の促進、子ども元気祭りや講座の充実
大阪府子ども総合計画	放課後等の子どもの居場所づくり 青少年の健全育成の推進